

事業計画書(詳細)

団体概要

1. 坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会は、坂井輪地区の自治会、町内会及び関係諸団体等から選出された代表者により構成し、その運営についても民主的に行うものとする。
2. 坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会は、事務所を新潟市坂井輪コミュニティセンター内に置く。
3. 坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会は、坂井輪地区の住民が、日常生活の場である地域社会の環境整備と新しい地域的な連帯感に基づく活動を通じて、良好なコミュニティの醸成を図ることを目的とする。
4. 目的達成のため、次の活動を行う。
 - (1) 坂井輪コミュニティセンターの維持管理及び運営に関すること。
 - (2) コミュニティ活動の推進に関すること。
 - (3) その他、本会の目的達成に必要な事業。
5. 役員構成は、別紙「構成員名簿」のとおりとし、その任期は2年とする。
6. 坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会の事業及び運営に係る経費は、新潟市からの指定管理料、施設の利用料金及びその他の収入をもって充てる。

基本方針

1. 坂井輪地域の連帯感と住民の健康増進に努め、コミュニティ活動の発展・振興を図る。
2. 坂井輪コミュニティセンターの利用者が、施設を等しく利用できるように努める。
3. 坂井輪コミュニティセンターを事業計画に沿って適正に管理するとともに、地域との交流促進を図る。

事業計画

○ 施設の管理方法

1. 日常業務

【施設の維持管理に関する業務】

- ・ 坂井輪コミュニティセンターの施設及び設備等の維持管理。
- ・ 開錠・施錠（夜間は機械警備）等の管理。
- ・ 建物、設備及び物品等の管理保全。
- ・ 室内及び敷地内の整理整頓、清掃、安全点検。

【利用の受付及び利用の許可に関する業務】

- ・ 利用（予約を含む）受付及び利用許可書の発行。
- ・ 来館者の確認、男女別利用人数の記録。
- ・ 利用日誌の作成
- ・ 利用者のトラブルに関して、公平な立場での対応。
- ・ 個人情報の保護を徹底
- ・ 日々の利用内容の整理
- ・ 利用者への適正利用の指導。

2. 月間業務

- ・ 1ヶ月ごとの予算執行状況の取りまとめ、西区地域課へ報告を行う。
- ・ 利用の許可及び利用状況の取りまとめ、西区地域課へ報告を行う。
- ・ 定期的に屋内外の安全点検を実施し、施設に不備等がある場合は、西区地域課へ報告を行う。

3. 年間業務

- ・ 委託期間終了後、速やかに収支決算書・事業報告書を作成し、西区地域課へ報告するとともに、委託料の過不足が生じた場合は適性に精算を行う。
- ・ 定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。
- ・ 施設の管理運営の理事会を年4回と三役会と随時開催し、より良い管理運営体制の構築を図る。
- ・ 問題が生じた場合は、適宜管理運営会議を開催し、問題の早期解決に努める。
- ・ 休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受ける。
- ・ その他、施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。

○ 予算の適正な執行

- ・ 収支計画書に基づき計画的に執行する。

○ 管理経費削減の取り組み

- ・ 光熱水費が公費で賄われていることを十分に認識し、必要のない箇所の電灯は消灯するなど、無駄なエネルギー消費を抑え管理的経費の節減に努める。

○ サービス向上の取り組み

- ・ 利用者ニーズの把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。
- ・ 西区を中心に他のコミュニティセンター及びコミュニティハウスとの連携を図るとともに、外部研修を取り入れるなど施設管理面におけるスキルアップを目指す。
- ・ 坂井輪コミュニティセンターの利用者の拡大を図るため、自治会報などを活用した PR 活動に取り組む。

人員体制

- ・ 坂井輪コミュニティセンター管理運営委員会が管理人を雇用し、下記の体制で管理運営を行う。
- ・ 管理人 3 名が早番・中番・遅番・特別早番・特別遅番でローテーション
(常時 1~2 名勤務)

坂井輪コミュニティセンター勤務時間及び休憩時間

- (1) 管理人の勤務時間は交替制とし 1 週 40 時間勤務とし勤務時間は次のとおりとする。
- ・ 早番 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで (7 時間勤務)
 - ・ 中番 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで (8 時間勤務)
 - ・ 遅番 午後 4 時から午後 9 時 30 分まで (5 時間 30 分勤務)
 - ・ 特別早番 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで (8 時間勤務)
 - ・ 特別遅番 午後 4 時から午後 9 時 30 分まで (5 時間 30 分勤務)
- (2) 休憩時間は、延べ勤務時間が 6 時間を超え 8 時間以内のとき・45 分
延べ勤務時間が 8 時間を超えるとき・1 時間を与える。

緊急時対策

- ・ 災害が発生した場合、事前に作成した災害対策マニュアルに従い、利用者の安全を確保する。
- ・ 災害発生時には、坂井輪コミュニティセンターが新潟市の避難所に指定されることを十分に理解するとともに、市と協力して避難住民への対応に当たる。

個人情報の取扱い

- ・ 個人情報保護に関する法令・例規等を遵守する。
- ・ 個人情報の保護の重要性を認識し、取扱いに付いては細心の注意を払うよう業務従事者に徹底する。
- ・ 個人情報を含む書類は、シュレッダーにより裁断してから破棄するものとする。
- ・ 個人情報を含んだデータ等の取扱いについては、適切な管理に努める。

- 事故防止や発生時の対応
 - ・ 施設内における事故防止に努めるとともに、万一事故が発生した場合は、所定の連絡網により、速やかに役員への報告・伝達を行う。また、事故の大小にかかわらず、西区地域課への報告を適切に行う。

- 要望や苦情に対する対応
 - ・ 利用者の要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じ西区地域課へ報告する。

- 自主事業計画
 - ・ 坂井輪地域のコミュニティ活動を活性化し、地域住民の連帯感を高めるための下記の自主事業を実施する。
 - (1) 芸能発表会（毎年開催）
開催日 平成 24 年 10 月 1 日（月）

 - (2) カラオケ発表会（毎年開催）
開催日 平成 24 年 10 月 2 日（火）

 - (3) 作品展と茶会（毎年開催）
開催日 平成 24 年 10 月 13 日（土）～14 日（日）

 - (4) ふれあい講演会と昼食会（毎年開催）
開催日 平成 24 年 11 月 4 日（日）

 - (5) 親睦囲碁大会（毎年開催）
開催日 平成 25 年 2 月 10 日（日）

 - (6) 利用者団体と管理運営委員会の懇談会・AED 取扱講習会（毎年開催）
開催日 平成 25 年 2 月 17 日（日）

- 施設設置の目的、本市コミュニティ施策や事業に対する理解
 - ・ 公共施設であることを十分認識し、市長への手紙・区長への手紙を常設するなど、市政情報の提供などに努める。

料金（利用料金制、料金設定の方針）

利用料金の設定方法

- 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例で定める額の範囲内で下記のとおり金額を市長の承認を得て設定する。

階数	施設種別	設定金額			条例上の 上限金額
		午前	午後	夜間	
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	
一階	講座室 101	800円	800円	800円	1,200円・4時間
	102				
	103				
一階	同上 2部屋	1,600円	1,600円	1,600円	2,400円・4時間
	同上 3部屋	2,400円	2,400円	2,400円	3,600円・4時間
	和室 A・B	1室 500円	1室 500円	1室 500円	800円・4時間
二階	小ホール A・B	1室 500円	1室 500円	1室 500円	800円・4時間
	同上 2部屋	1,000円	1,000円	1,000円	1,600円・4時間
	多目的ホール	1,500円	1,500円	1,500円	3,200円・4時間

一階	調理実習室	9時～14時	15時～20時	1,200円・4時間
		1,000円	1,000円	

※飲酒を伴う場合の加算額

階数	種別	設定金額			条例上の上限金額
		午前	午後	夜間	
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	
一階	講座室 101	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円
	102				
	103				
一階	同上 2部屋	1,500円	1,500円	1,500円	
	同上 3部屋	2,000円	2,000円	2,000円	
	和室 A・B	1室	1室	1室	
二階	小ホール A・B	1,000円	1,000円	1,000円	
	同上 2部屋	1,500円	1,500円	1,500円	
	多目的ホール	2,000円	2,000円	2,000円	